

静岡県 家庭教育支援条例

子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け
健やかに成長する静岡を目指します



家庭教育とは保護者が子どもに対して行う教育をいいます。社会全体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、一体となって家庭教育の支援に取り組みましょう。(基本理念)



静岡県家庭教育支援条例って、どんな内容なの？



目的(第1条)

子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和の取れた発達を図ります。



基本理念(第3条)

家庭教育への支援は、社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組みます。

保護者と一緒に子どもたちのことを考え、健やかな成長のために教育活動に取り組みます。



「地域の子どもは、地域で育てる」そんな思いで子どもたちのために、地域の活動に参加しています。



家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化

学校等の役割(第7条)

保護者と連携して、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和がとれるように努めましょう。

保護者の責任と役割(第6条)

- 子どもの教育について第一義的責任があることを自覚しましょう。
- 子どもに愛情をもって接し、子どもの生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図り、保護者自らも成長していくよう努めましょう。

地域住民等の役割(第8条)

保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて子どもの健全な育成に努めましょう。保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境を整備しましょう。

事業者の役割(第9条)

従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう就業環境の整備に努めましょう。

過保護や過干渉

孤立化する親

放任や虐待

子育ての不安を抱える親

社会性や自立心の形成に課題のある子ども

仕事を頑張れるエネルギーの源は家族。従業員が家族と過ごす時間を大切に考えています。

保護者同士も家庭教育について学び合い、支え合っています。

県の責務(第4条)

保護者及び市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して、様々な家庭状況に配慮しながら、家庭教育を支援する施策を策定し、実施します。

具体的施策として…

●親としての学びの支援(第10条)

親(保護者)としての学びを支援する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図ります。

●家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)

関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援します。

●親になるための学びの支援(第11条)

子どもが親になるための学びに関する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図ります。

●学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)

多様な世代の県民の参加が図られるように配慮したうえで、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図ります。

●人材養成等(第14条)

家庭教育の支援を行う人材の養成、資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、広めます。

●相談体制の整備・充実等(第15条)

家庭教育、子育てに悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせます。

●県民の理解の増進等(第16条)

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析、提供を行います。

静岡県では、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する「有徳の人」の育成に取り組んでいます。

静岡県家庭教育支援条例 Q&A

Q 静岡県家庭教育支援条例がつけられた理由は何ですか？

A 近年、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えてきました。

静岡県は「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、より一層の支援をしていくことが求められています。

これらのことから、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、条例が制定されました。(平成26年10月28日施行)

Q この条例で、社会全体とは、何を指しますか？

A 家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政(市町、県)等を指します。

Q この条例で、学校等、地域活動団体、事業者とは、何を指しますか？

A 「学校等」とは、幼稚園、小中高等学校、特別支援学校のほか、保育所や認定子ども園を指します。「地域活動団体」とは、PTA、子ども会、地域婦人会、自治会等の地域で活動する団体を指します。また、子どもたちの課外活動を行うスポーツ団体、その他の体験活動や学習活動、習い事等を行う団体を指します。

「事業者」とは、保護者が勤務する事業所や地域にある事業所の経営など事業活動を行う法人・団体・個人を指します。

Q この条例で、「親としての学び」「親になるための学び」とは、どういうことですか？

A 「親としての学び」とは、保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたいことや子育ての知識など、親として成長するために学ぶことをいいます。

「親になるための学び」とは、子どもが、将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいいます。

Q この条例で、子どもの基本的な生活習慣とは、どんなことですか？

A 早寝早起きをする、朝食を食べる、社会のルールやマナーを守る、あいさつをするなど、子どもが生活の中で身に付ける習慣のことです。なお、保護者が行ういわゆる「しつけ」はこの中に含まれます。

条例の本文は県のホームページで見ることができます。 **OPEN!社会教育の扉** で検索してください。

お問い合わせ先

静岡県教育委員会社会教育課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3162 FAX 054-221-3362

E-mail kyoui_sspct@pref.shizuoka.lg.jp

